

重要事項説明書

1 当社の理念

私たちは医療・保健・福祉の分野で、地域の方々の生活を生涯に渡って支えることに最善を尽くし、そして、そこで働いていることに誇りを持ちます。

2 事業の目的と運営方針

事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の概要

事業所名	はあとW中央	
所在地	山口市神田町4-8	
事業者指定番号	3510101490	
提供可能サービス	指定就労継続支援（A型）	
利用定員	10名	
管理者・連絡先	氏名	連絡先
	福田 通寛	083-941-6740
サービス提供地域	山口市、防府市、宇部市、美祢市	
職員体制等	管理者	1名
	サービス管理責任者	1名
	職業指導員	1名以上
	生活支援員	1名以上
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8:00～17:00 （注）祝日、盆（8/13～8/15）、年末年始（12/30～1/3）は 休日の扱いになります。 ※ 利用者の実情等に応じ、上記の営業日及び営業時間を変 更することがあります。	
開設年月日	2020年 8月 1日	

4 事業所職員の職務

（1）管理者

管理者は、職員の管理、就労継続支援（A型）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援（A型）事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

（2）サービス管理責任者

サービス管理責任者は、利用者の適切な支援内容を把握し、個別支援計画を作成・管理する業務を行う。

（3）職業指導員

就労継続支援A型計画に基づき、適切な指定就労継続支援A型の提供にあたる。

（4）生活支援員

生活支援員は、就労継続支援A型計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

5 指定就労継続支援A型の内容

（1）職場実習、施設外就労、施設外支援

（2）求職活動の支援

（3）職場定着のための支援

6 医療および健康管理

（1）協力医療機関

あんの循環器・総合クリニック

所在地：山口市吉敷中東一丁目1-1 電話：083-924-1151

（2）健康管理

年1回の定期健康診断を行います。

(3) 衛生管理

感染症の発生、まん延の防止に必要な対策を講じます。

7 サービス管理責任者

就労継続支援（A型）事業所のサービス管理責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

サービス管理責任者 氏名：福田 通寛 連絡先（電話）：083-941-6740

8 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定就労継続支援（A型）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援（A型）が法定代理受領であるときは、その1割の額とします。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とします。また、日用品費および日常生活においても常に必要なもので、利用者が負担することが適当と認められる費用については、利用者の実費負担となります。

【就労継続支援（A型）サービス費（I）：定員20人以下】

厚生労働大臣の定める基準額：7,330円

自己負担（定率負担）額：733円（給付費 6,597円）

※サービス利用にかかる「定率負担」については、利用者の所属する世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。この設定を受けるには市町村に申請をする必要があります。

- (2) 事業者が当該給付費の代理受領を受けた場合は、利用者に対してその金額及び内訳を通知します。
- (3) 利用料は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。
- A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とし。振込手数料は当法人の負担とします）。
- B 現金払い（毎月末日までにお支払い願います）。
- 引き落とし不能となった翌月1日よりお支払いまでの期日の日数に応じて、年10%（一日当たり約0.03%）延滞利息を別途請求させていただきます。

9 キャンセル等

- (1) 利用者が就労継続支援（A型）のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：083-941-6740

- (2) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時まで	無 料	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

10 サービス利用に当たっての留意事項

利用者は事業所内で次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 指定した場所以外で火気を用いたり喫煙をしたりすること。
- (2) 設備・備品の本来の用途に反した利用により破損等すること。
- (3) 安全上、衛生上ふさわしくない私物を事業所内に持ち込むこと。
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 他の利用者、職員、来訪者への宗教活動、政治活動および営業活動。

1.1 相談窓口、苦情・虐待防止相談対応

○当事業所ではお客様からの相談や苦情・虐待防止相談に対して、次の様な体制で対応致します。
何かありましたら、先ず苦情受付担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者名および連絡先
苦情受付 担当者	苦情の受付、 確認、記録	有岡 幸希子 電話番号： 083-941-6740 FAX： 083-941-6790 対応時間：（月）～（金）8：30～17：30
苦情解決 責任者	苦情の解決	池田 恭子 電話番号： 083-941-6740 FAX： 083-941-6790 対応時間：（月）～（金）8：30～17：30
第三者委員 （青藍会グル ープ全体を包 括）	苦情の解決に 対する助言、 苦情の直接受 付	福田 晴喜（湯田地区・児童民生委員） 山口市神田町7-1 電話番号： 083-923-1360 末宗 諭史（小原地区民生・児童委員） 山口市黒川765-6 電話番号： 083-924-6503 氏永 東光（嘉川地区 民生委員） 山口市嘉川2271番地 電話番号： 083-989-2033 藤田 達夫（宮野地区自治会連合会 副会長） 山口県山口市桜島4丁目6-26 電話番号： 090-2315-0499

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山口市役所 障がい福祉課	所在地： 山口市亀山町2-1 電話番号： 083-934-2794
宇部市障害者虐待防止センター （宇部市地域福祉課内）	所在地： 宇部市常磐町一丁目7-1 電話番号： 0836-34-8393
防府市障害者虐待防止センター （防府市障害福祉課内）	所在地： 防府市寿町7-1 電話番号： 0835-25-2121
美祢市障害者虐待防止センター （総合相談支援センターみね内）	所在地： 美祢市大嶺町東分字僧津1710-1 電話番号： 0837-54-0039
山口県福祉サービス運営適正 化委員会	所在地： 山口市大手町9-6 電話番号： 083-924-2837

1.2 非常災害対策

- (1) 地震・風水害等、災害発生時には、管理者、防災管理者及び支店長の判断により、当事業を休止する場合があります。
- (2) 当事業所では、非常災害には次のような体制で対応します。

防災管理者（防火管理者）	早稲田 浩士
非常時の対応方法	当事業所の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回／年（春・秋）、設備点検もあわせて実施
防災設備	誘導灯、自動火災報知器、非常警報装置、消火器、

1.3 事故・問題発生時等、緊急時の対応

事故・問題が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行ないます。事故・問題の発生状況、利用者の状態については「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者のご家族に報告をします。また、必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

各部署で発生した事故・問題に対して、管理者は自分の部署の職員と発生した事故・問題について「事故報告書」を基に対処方法を検討、決定し、是正処置を行います。また、管理者は発生した事故・問題の内容を確認し、その事故・問題の発生原因を職員と共に究明し、再発防止に努めます。

1.4 就労継続支援（A型）を提供する主たる対象者

事業所において就労継続支援（A型）を提供する主たる対象者は、次のとおりです。

身体障害者（車椅子使用者・視覚障害者を除く）、知的障害者、精神障害者

1 5 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する担当者の選定

【虐待防止担当者】管理者 福田 通寛

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(6) 虐待の防止のための指針の整備

(7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 6 第三者評価の実施状況

当事業所では、就労継続支援A型に係る第三者評価を実施していません。

1 7 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 青藍会
代表者名	理事長 阿武 義人
本社所在地・電話	所在地：山口市吉敷中東一丁目1-2 電話番号：083-933-6000
業務の概要	訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、夜間対応型ヘルパーステーション、デイサービスセンター、グループホーム、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、有床診療所、無床診療所、短期入所施設、認可保育所、有料老人ホーム、住宅、特別養護老人ホームの設置経営
事業所数	31

【説明確認欄】

年 月 日

就労継続支援（A型）契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

（事業所）社会福祉法人 青藍会
はあとW中央

山口市神田町4-8

（説明者）

職名 _____

氏名 _____ 印 _____

就労継続支援（A型）契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

（利用者）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（連帯保証人1）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

（連帯保証人2）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____